

令和8年度 ベンチャー企業創出事業
募集案内
(一次募集)

令和8年5月

目 次

●制度の概要

1. 制度の目的	1
2. 対象事業・助成金額	1
3. 助成対象経費	1
4. 助成対象事業者	1
5. 申請から助成金支払いまでの流れ	2

●申請手続き（NICOの事前確認が必要）

1. 申請書類の作成・用意	3
2. 申請書類の提出	3
3. 申請期限	3
4. 注意事項	4

●審査について

1. 審査の流れ	5
2. 評価視点について	5

●助成金の交付

1. 交付決定後の流れ	6
2. 助成事業者の義務	6

●助成金の受付・相談窓口	7
--------------	---

制度の概要

1. 制度の目的

自らの独創的な技術やアイデアをもとに創業する者（第二創業を含む）および創業間もない中小企業が取り組む事業に対し、必要な経費への助成支援を行い、新潟県内における起業家・知的資源の定住を促進し、新産業の創出を図ることを目的としています。

2. 対象事業・助成金額

項目	内容
対象事業	自らの独創的な技術やアイデアをもとに、次に掲げる成果が期待される事業。 (1) 県内企業の活性化につながるもの (2) 県内において新たな雇用を創出するもの (3) 県内経済の向上に対し著しい効果が見込まれるもの
助成金額	500万円以内
助成率	助成対象経費の2/3以内
助成対象期間	交付決定日から最長1年間

3. 助成対象経費 ※消費税は助成対象経費にはなりません。

項目	内容
事業拠点開発費	事業を「立ち上げ・実装」するための経費 ①機械設備・工具器具等購入費 ②事業所の増改築費 ③各種備品費 ④法人登記費用（印紙・登録免許税除く）⑤通信運搬費 ⑥賃借料 ※④⑤⑥を除き、固定資産台帳に計上されるものを原則とする（一般的な事務備品は対象外） ※不動産の取得に係る費用、新築工事費、解体費、撤去費用等は対象外
事業促進費	事業を「検証・前進」させるための経費 ①原材料費・外注加工費（試作品等に用いるもの） ②委託費 ③広告宣伝費 ④資料購入費 ⑤市場調査費 ⑥専門家謝金

4. 助成対象事業者

次のいずれかに該当する者が対象となります。

- (1) 創業事業計画に基づき県内で創業する者（第二創業を含む）。
- (2) 県内に本社があり、創業事業計画に基づく事業を営み、決算を5期終えていない中小企業者。

- ・(1)は、交付決定後、助成対象期間内に県内に本社を置く会社（会社法第2条第1項に規定されるもの）を設立し、最低5年間活動することが条件となります。
 - ・「第二創業」は、「現在の本業と異なるビジネスモデルを持つ事業」を本助成金の対象者とします。
 - ・法人成りの場合は、個人事業を立ち上げた時点を創業と見なし、創業5年以内の方を対象とします。
 - ・にいがた産業創造機構に対する債務の支払いが滞っている場合、申請することはできません。
- ※関連会社など資本関係や経営上のつながりがある企業を含む。

5. 申請から助成金支払いまでの流れ



※2次審査のプレゼンテーションはNIC0会議室（新潟市）での対面を予定しています。

申請手続き

1. 申請書類の作成・用意

書類作成前に、必ずNICOによる要件確認を受けてください。

ベンチャー性の有無について確認させていただきます。また「第二創業」の場合、本業との重なりが大きく、本助成金利用のための法人設立とみなされる場合は対象外となります。事前にNICOまでご確認ください。

- ・ 所定の書式と、事業説明書類（任意書式）を作成してください。
また本人確認や審査に必要な公的書類（後記2. 参照）もご用意ください。
- ・ **事業説明資料（任意書式）の製品・サービス説明にかかるとは特に重要**となります。
チラシやパワーポイントのデザイン完成度は問いませんが、実際の商談がイメージできるような「顧客の導入メリット」が伝わる情報整理が為されている必要があります（後述の審査視点①製品・サービスコンセプト、②実現性、③販売戦略に該当）。
上記にかかるとは客観的なブラッシュアップは「NICO スタートアップカフェ」をはじめとした各種NICO サービスをご利用いただくことが可能です。申請期限に余裕を持ち、お気軽にお問い合わせください。

にいがたで起業しよう

NICO Startup café

Mentoring / Matching / Business incubation



2. 申請書類の提出

(1) 所定の書式

- ・ 助成金交付申請書（第1号書式）
- ・ ベンチャー企業創出事業計画書（第1号書式に含む）
※文字数制限がございます。任意書式「プレゼン資料」の要約のイメージで記載してください。
- ・ 申請年度の事業経費の内容および助成金交付申請額（第1号書式に含む）
- ・ 暴力団の排除に関する誓約書

(2) 任意書式

- ・ 事業説明資料
※（1）事業計画書の詳細説明資料となります。商品性、技術、ビジネスモデル図など、事業の内容がよくわかるよう、図解を交えた資料を作成してください。

(3) 要件確認用の公的書類

- ・ 事業状況の確認資料
【法人】直近3カ年の決算書写し
※第二創業の場合、関連会社（出資元、親会社となる法人や、同一代表の法人など）の決算書をご提出ください。
【個人】直近3カ年の所得税青色申告書、開業届の写し
※創業から3カ年経過していない場合は提出可能な決算書、申告書を全てご提出ください。
- ・ 本人確認書類
【法人】登記簿謄本の写し ※取得から3ヵ月以内のもの
【個人】個人等の場合：運転免許証、住民票、パスポート等の写し

3. 申請期間

令和8年5月19日（火）～ 令和8年6月16日（火） 17:00 必着

4. 注意事項

- (1) 同一事業計画による、国（独立行政法人を含む）や市町村等の補助金との併用はできません。
- (2) 過去に「本事業および、新規創業サポート支援事業」に申請された方は、同じ内容で再申請することはできません。前回から明確な改善点があるなど、別の内容と認められるかどうか、事前に NICO にご相談のうえ申請を検討してください。
- (3) 提出された書類はお返ししません。
- (4) 助成対象経費の算出にあたっては、事業完了後の確定額と大きな差額が生じないよう、実行可能性を十分に検討してください。
- (5) 申請に当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないことを誓約いただきます。
- (6) 採択者名、代表者名、事業テーマ、住所（市区町村）を NICO の HP 等で公表いたします。

審査について

1. 審査の流れ

(1) 審査は2段階で実施します。

審査段階	内容
一次審査	提出書類に基づく書類審査
二次審査	申請者自身による、審査員に対するプレゼンテーション審査 ※NICO 会議室（新潟市）にて対面を予定しています。

(2) 留意事項

- ・必要に応じて現地調査を実施します。ご協力をお願い致します。
- ・二次審査は、一次審査通過者のみが対象となります。段取りについては対象者に別途通知します。
- ・各段階の審査結果は、申請メールアドレス宛に文書にて通知します。
- ・審査の結果、減額での採択や不採択となることがあります。

2. 評価視点について

ベンチャー企業の将来性について、「不確実性下での行動力」を図る5つの視点で審査します。

① 製品・サービスコンセプト（ベンチャー性があり、有望な製品・サービスか）

- ・ベンチャー性が強い=既存プレイヤー（特に大企業）が参入を忌避する要因が明確か。
（成長期待があるが、不確実性・収益化難度・技術的ハードルが高い、等）
- ・技術・ノウハウ・データ・文化資源等を活用した新しい価値提案があるか。
- ・先行投資（R&D、試作、検証）が不可避であり、本補助金による投資効果が認められるか。

※新規性は「技術（テック）そのもの」だけでなく、「組み合わせ」「用途転換」「提供構造の再設計」も含めて評価する。

※新潟県で研究開発、販促することによる競争上の強みが認められる場合は、高く評価する（必須とはしない）。

② 実現性（保有技術・実績・体制で商品化が見込めるか）

- ・事業内容が、申請者（またはチーム、第二創業母体）の経験・専門性と接続しているか
- ・設計・加工・外注・品質管理・保守など、上市するまでの工程が具体化されているか
- ・成功までのプロセスがフェーズごとに描かれており、事業計画の数値は①商品性と③販売戦略とリンクしているか。

③ 販売戦略（販売促進から商談制約までの道筋が明確か）

- ・ターゲット顧客が明確（属性だけでなく利用文脈まで想定できている）で、市場規模は十分か
- ・顧客が享受する便益が、定性的・定量的に言語化されているか
- ・商談・PoC・実証・テスト販売など、次の一手が具体的に想定されているか

④ 懸念点・未定要素（課題抽出力と解決力が備わっているか）

- ・未定事項が「不明」なのか、研究、試作による「検証待ち」なのかが区別されているか。
- ・研究、試作による検証プロセスが明確で、事業計画に妥当な経費が計上されているか。
- ・内部で解決不可能な課題は、専門家支援・外部連携による解決の道筋を描けているか。

※現時点で懸念・未定であることそのものは減点対象としない。

⑤ 事業の展望・ビジョン（事業拡大を見据えているか）

- ・将来的な事業展開や拡大の方向性（横展開・新市場開拓）が具体的に示されているか。
- ・関係者や仲間、支援者を巻き込みながら、次の挑戦へ進もうとする強い意志が伝わるか。
- ・単なる構想にとどまらず、現状認識に立脚した展望として、説得力をもって語られているか。

助成金の交付

1. 交付決定後の流れ

交付決定日から最長1年間、以下の流れで進みます。実態確認のため、随時現地調査を行います。

(1) 交付決定通知の送付（8月中旬ごろ）

交付決定日以降に発注（契約）した物品等が、助成対象となります。

交付決定日前において、発注（契約）した物品等は、助成対象になりませんのでご注意ください。

(2) 説明会の開催

経費の執行方法や事務の進め方をご説明します。

(3) 中間報告（事業遂行状況報告書の提出）

事業の進捗状況を中間確認するため、決算関係書類、経費支払い状況等を付した状況報告書をご提出いただきます。

(4) 助成金請求（実績報告書の提出）

事業完了後、各種投資効果を説明する実績報告書をご提出いただくとともに、所定の方式で計算・整理された経費支払いの証明書類を添付いただくことで、NICOに助成金を請求いただきます。

(5) 助成金の支払い

実績報告書の確認後、助成金の支払を行います。

2. 助成事業者の義務

助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- 1 助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- 2 事業途中で中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 年度半ばの事業の遂行状況について、遂行状況報告書を提出すること。
- 4 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- 6 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。
また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を機構に納付する場合があること。
- 7 事業の成果の事業化、事業により取得した工業所有権の譲渡、実施権の設定等により収益が生じたときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付する場合があること。
- 8 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- 9 事業の終了年度以後5年間、各年における助成事業成果の事業化状況を報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

助成金の受付・相談窓口

- ・申請にあたっては、ベンチャー性（および該当者は第二創業要件）を満たしているかの確認が必要です。
必ずNICO担当者による要件確認を受けてください。
- ・NICOには事業計画のブラッシュアップや、専門家が販売戦略などをともに検討する別事業がございます。
それらをご活用いただいたうえで、本事業に応募いただくことも可能です。
※審査員は外部専門家となりますので、NICO事業の利用有無は採否に影響しません。
各種NICOサービスをご利用いただく場合は、少なくとも申請期限2週間前までにNICOにご相談ください。

受付窓口	住所	メール、電話
(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム	〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル 11階	【メール】 shinkisogyo@nico.or.jp 【電話】 025-246-0051

アクセス



【公共交通機関で】

新潟交通「佐渡汽船線」に乗車「朱鷺メッセ」バス停下車（片道260円）
詳しくは、新潟交通HPをご覧ください。

【高速ICから車で（最寄IC）】

北陸・日本海東北道「新潟亀田IC」
磐越道「新潟中央IC」

※駐車場は、「万代島駐車場（A～E）（ビル外）」と「万代島ビル駐車場（ビル内）」があります。
万代島駐車場（A～E）は、入場から最初の60分間が無料です。